

令和 5 年第 5 回

多治見市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和5年5月31日（水）午後2時00分

2 場 所 多治見市役所本庁舎 4階会議室

3 会議に付した議案

議案番号	議 案 件 名	件数
議第13号	農地法第3条の規定による許可申請について	2件
議第14号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について	1件
報第12号	令和5年度最適化活動の目標設定について	1件
報第13号	農地法第5条第1項第7号の規定による届出について	1件
報第15号	農地法第5条第1項第7号の規定による届出について	3件

4 本日の議長 加納 洋一

5 出席委員の氏名

議席番号	委 員 氏 名	備 考
1	玉木 芳幸	
2	長江 あさみ	
3	山内 晃三	
4	伊藤 明石	欠席
5	市原 勝美	
6	坂崎 寛治	
7	右高 一朋	
8	若尾 武彦	
9	河地 友次	
10	鈴木 隆	
11	富田 良一	
12	若尾 茂	
13	久野 孝好	
14	加納 洋一	

作をする事ができず、家族内で相談し、今回土地を手放す話となった。譲受人となる人はもともと名古屋の人で、高齢者である。面積が広い土地なので、年齢的に少し心配であるが、やる気はあるとの事。ただ、個人的には投資が目的なのではないかと想像しているところである。

議長 他にご発言はないか。

7番 個人の売り買いであるので、農地としてしっかり使ってもらえるかが気になるところ。地元委員にこまめに様子をみてもらいたいと思う。

議 長 事務局には連絡先を確認してもらって、今後問題があるようなら、連絡をとってもらうようにしなければならないだろう。他にご発言はないか。

委員（委員発言なし）

議 長 発言がないようなので、議第 13 号の 2 について、採決を行う。議 13 号の 2 について、承認することに賛成の委員は挙手を願う。

委員（全員挙手）

議長 全員挙手によって、13号の2は承認することに決定する。

議 長 次に議第 14 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程する。議第 14 号について事務局より説明を願う。

事務局 議第 14 号、「農地法第 5 条の規定による許可申請について」許可申請
があったので審議を求める。

申請番号 1、利用権設定は所有権移転、所在地は、■■■■■■■■■■-■、登記簿地目は畑、現況も畑、面積 132 m²。■■■■■■■■■■-■、登記簿地目は畑、現況も畑、面積 284 m²。■■■■■■■■■■■■■■-■■■、登記簿地目は畑、現況も畑、面積 442 m²。■■■■■■■■■■■■■■-■■■、登記簿地目は畑、現況も畑、面積 79 m²。■■■■■■■■■■■■■■-■、登記簿地目は畑、現況も畑、面積 457 m²、畑 5 筆計 1,394 m²。譲渡人は■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■-■、■■■■■■、譲受人は、■■■■■■■■■■■■■■■■■■-■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■株式会社。転用目的は、駐車場兼資材置場。■■■■■■■■■■■■■■-■は、昭和 45 年 3 月 30 日、4 条許可で植林

議 長 議第 14 号について地元委員の意見を求める。

10 番 譲受人は、貿易をやっている会社で外国人の経営と思われる。駐車場を作るということだが、■■■番■の土地はかなり低くなっているので、相当埋め立てないと駐車場にはできないだろう。竹林部分について、境界がはっきり解らないと地主の人がいっていたので、しっかりと立ち合いをし、境界を決めて欲しいという事は話しておいた。

議 長 他にご発言はないか。

委 員 (委員発言なし)

議 長 発言がないようなので、議第 14 号について、採決を行う。議第 14 号について、承認することに賛成の委員は挙手を願う。

委 員 (挙手多数)

議 長 挙手多数によって、議第 14 号の事案 1 は承認することに決定する。

議 長 次に報第 12 号「令和 5 年度最適化活動の目標設定について」を上程する。報第 12 号について事務局より説明を願う。

事務局 報第 12 号、「令和 5 年度最適化活動の目標設定について」提出したので報告する。

I 農業委員会の状況（令和 5 年 4 月 1 日現在）1 農業委員会の現在の体制は、農業委員数 17 名、うち認定農業者委員 1 名、女性委員 1 名、中立委員 1 名。最適化活動担当区域は 1 区域とする。2 農家・農地等の概要は、2020 農業センサスにより総農家数 300、基幹的農業従事者数は 24 名、うち女性 5 名、40 代以下は 1 名。多治見市の認定農業者数は 8 名（有限会社■■■■■■■■、株式会社■■■■■■■■■■研究所、■■■■■■、■■■■■■、■■■■■■、農事組合法人■■■■■■■■、（有）■■■■養鶏場、■■■■■■）。直近の「耕地及び作付面積統計」による耕地面積は、田 167ha、畑 30 ha、合計 197 ha。令和 4 年度 198 ha からマイナス 1 ha。

II 最適化活動の成果目標、

(1) 農地の集積

①現状及び課題、管内農地面積 (A) 197ha、これまでの集積面積 (B) 33.1ha、集積率 (B) / (A) 16.8ha、課題は「農業従事者の減少や高齢化により新たな担

い手確保が必要。担い手を必要としている農地が分散しているため、利用集積・集約が困難である。」とする。農地面積は、直近の「耕作及び作付面積統計」における耕地面積。

②目標、農地の集積の目標年度は令和 12 年、集積率を 78%とする。今年度の新規集積面積 (C) は 1.0ha、農地面積 197ha、今年度末の集積面積 (累計) (D) 34.1ha、(目標) 今年度末の集積率 (E) = (D) / (C) 17.2%。

(2) 遊休農地の解消

①現状及び課題、現状は 1 号遊休農地面積 16.5ha、1 号遊休農地のうち緑区分の遊休農地面積 9.3ha、1 号遊休農地のうち黄区分の遊休農地面積 7.2ha、課題は「農業従事者の高齢化や市外在住者（相続人）の農地が増加」とする。

②目標ア既存遊休農地の解消、a 緑区分の遊休農地の解消では、令和 3 年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積 12.3ha だったので、緑区分の遊休農地の解消目標面積は 2.5ha、b 黄区分の遊休農地の解消では、令和 3 年度の利用状況調査における黄区分の遊休農地面積 7.7ha、黄区分の遊休農地の解消のための工程表の策定方針を、農地中間管理機構、県、市、JA と協議し、工程表を策定とする。イ新規発生遊休農地の解消は、前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消目標面積 1.4ha。

(3) 新規参入の促進、

①現状及び課題、現状、令和 4 年度新規参入者は 1 経営体で 0.7ha、■■■■氏。課題は、「農地が点在し、まとまった農地の確保が困難、希望条件の農地の探索に時間を要する」とする。

②目標、権利移動面積、令和 4 年度は 1.7ha、令和 2 年度から令和 4 年度の平均 1.0ha、新規参入者への貸付頭について農地所有者の同意を得た上で公表する農地面積を 0.1ha（左記は、過去 3 年度の平均の 1 割以上）とする。

2 最適化活動の活動目標、

(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標を 10 日/月とする。

(2) 活動強化月間の設定目標は、その回数を 3 回とし、表のと通りの取組を行うとする。

(3) 新規参入相談会への参加目標は、その回数を 1 回とし、11 月の農業祭での個別相談を実施するとした。

議長 コロナも終息してきたので、今年は個別相談をできれば良いと思っている。農業祭は午前中だけなので 3 人体制で考えている。協力をお願いしたい。

報第 12 号は専決事項のため、議決事項ではないが、発言があれば挙手を願う。

15 番 農業委員の委員数の表記についてだが、男性の人数を記入する欄が無く、女性の人数を記入する欄があるはなぜか。

事務局 メンバーに女性委員が入っているのか確認する意味で、この様な様式となっていると思われます。

議 長 農業委員会というのは、現状は男性がほとんどで、男女平等の観点から女性の農業委員を増やせという目標的な意味合いのものだと思われる。
他にご発言はないか。

委 員 (委員発言なし)

議 長 発言がないようなので、報第 12 号を終了する。

議 長 次に、報第 13 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」を報告する。報第 13 号について事務局より説明を願う。

事務局 報第 13 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」受理したことを報告する。

申請番号 1、所有権移転、所在地は、■■■■■■■■■■-■、登記簿地目は田、現況は雑種地、面積 624 m²。譲渡人は、■■■■■■■■■■丁目■■、■■■■■、譲受人は、■■■■■■■■■■丁目■■■■-■、■■■■■、転用目的は駐車場、始末書あり。

申請番号 2、所有権移転、所在地は、■■■■■丁目■■、登記簿地目は畑、現況も畑、面積 198 m²。譲渡人は、■■■■■■■■■■丁目■-■、■■■■■、譲受人は、■■■■■■■■■■丁目■■-■、■■■■■、転用目的は駐車場、5 台分。

申請番号 3、所有権移転、所在地は、■■■■■丁目■、登記簿地目は田、現況は畑、面積 707 m²。譲渡人は、■■■■■■■■■■丁目■-■、■■■■■、譲受人は、■■■■■■■■■■丁目■■、株式会社

議 長 報第 13 号は専決事項のため、議決事項ではないが、発言があれば挙手を願う。

委 員 (委員発言なし)

議 長 発言がないようなので、報第 13 号を終了する。以上をもって本日の議案を終了する。

議 長 他に議案以外で発言はないか。

17 号 直売所への出荷をされていて、確定申告をしている人へ国税庁からの手紙が来ていると思う。内容は 10 月からインボイス制度が始まるという事をお知らせするものであるようだ。農業者についてもインボイス制度が関わってくる事があるようなので、皆さん気を付けていただきたい。

議 長 他にご発言はないか。

16 番 農地の所有者とその借受人の間でトラブルが起きていると第 3 者から聞いたのだが、農業委員は仲裁に入らなければならないのだろうか。

議 長 第 3 者ではなく、あくまでも当事者から相談があった場合に、仲裁に入ればいい。その上で難しい問題などであれば、法律相談に行ってもらうなどのアドバイスをすれば良いと思う。

議 長 他にご発言はないか。

委 員 (委員発言なし)

議 長 発言がないようなので、その他、事務局の方で連絡事項等あれば説明を願う。

事務局 委員の最適化活動の自己評価表について解説

次回の開催日は、6 月 28 日水曜日の午後 2 時から、場所は本庁舎 4 階会議室で開催する。

議 長 それでは、以上をもって本日の第 5 回農業委員会総会を終了する。

以上

(閉会 午後 3 時 30 分)

事 務 局

事務局長 前田 剛

書 記 柳生 芳憲

書 記 岡田 聡

書 記 堀井 憲子

令和 5 年 5 月 31 日

議事録署名

9 番

10 番

議長